

都市再生整備計画 事後評価方法書
八幡中央地区

平成22年6月

岐阜県郡上市

(1) 成果の評価		
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況		
指標 1	景観形成建築物の指定件数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前地の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 16 年度：平成 17 年 3 月 31 日）	
②実施主体	郡上市八幡地域振興事務所 基盤整備課	
③計測手法	実績数・・・郡上市景観条例（平成 16 年 3 月 1 日制定）に基づき指定された「景観形成建築物」の件数（実績数）をカウント（都市再生整備計画作成時の「景観形成建築物」の指定件数は 0 件）	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 22 年 8 月 1 日時点	
⑤実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
⑥データの計測手法	実績数・・・平成 22 年 8 月 1 日時点の「景観形成建築物」の指定件数（実績数）をカウント	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、一部事業が事業中であり、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】までに新たな「景観形成建築物」が指定される可能性はあるが、見込みを推計するデータもないことから、計測した実績数をそのまま評価値（見込み値）とする。 	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	平成 23 年 4 月（平成 22 年度の「景観形成建築物」の指定件数が確定した時点）	
⑪実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
⑫計測手法	実績数・・・評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の「景観形成建築物」の実績数（指定件数）をカウント	

指標 2	主要観光施設入込み客数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前地の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 16 年度：平成 17 年 3 月 31 日）	
②実施主体	郡上市八幡地域振興事務所 基盤整備課	
③計測手法	計測値・・・郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡城の年間入込み客数（実績値）を合計（都市再生整備計画作成時の年間入込み客数は約 270,000 人／年）	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 22 年 8 月 1 日時点	
⑤実施主体	郡上市建設部・都市住宅課	
⑥データの計測手法	推計値・・・平成 21 年度までの郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡城の年間入込み客数（実績値）から推計	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、一部事業が事業中であり、事業効果が十分に発現しているとはいえない状況である。 また、評価値の確定値は平成 23 年度の入込み客数であることから、事後評価時には把握できない。 よって、過去（平成 17 年度～21 年度）の傾向から評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の入込み客数を推計し、評価値（見込み値）とする。 	
⑧確定／見込みの別	確定	
	● 見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	● あり	
	なし	
⑩計測時期	平成 24 年 4 月（平成 23 年度の入込み客数が確定した時点）	
⑪実施主体	郡上市建設部・都市住宅課	
⑫計測手法	計測値・・・平成 23 年度の郡上八幡旧庁舎記念館、郡上八幡博覧館、郡上八幡城の年間入込み客数（実績値）を合計	

指標 3	まちづくりボランティア登録者数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前地の基準時点	都市再生整備計画作成時（平成 16 年度：平成 17 年 3 月 31 日）	
②実施主体	郡上市八幡地域振興事務所 基盤整備課	
③計測手法	実績値・・・郡上市まちづくりボランティアに登録した市民の数（実績値）をカウント（都市再生整備計画作成時の登録者数は 0 人）	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成 22 年 8 月 1 日時点	
⑤実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
⑥データの計測手法	実績数・・・平成 22 年 8 月 1 日時点の郡上市まちづくりボランティアに登録した市民の数（実績数）をカウント	
⑦評価値の求め方	・ 計測時点では、一部事業が事業中であるが、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の見込みを推計するデータもないことから、計測した実績数をそのまま評価値（見込み値）とする。	
⑧確定／見込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input checked="" type="checkbox"/>	見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
⑩計測時期	平成 23 年 4 月（平成 22 年度の登録者数が確定した時点）	
⑪実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
⑫計測手法	実績数・・・評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の郡上市まちづくりボランティアに登録した市民の数（実績数）をカウント	

(1) 成果の評価		
2) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測		
数値指標 1	町民協定を締結する歴史的建築物の棟数	
記載理由	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり交付金事業を実施する過程において、郡上八幡市街地地区の歴史的資源の価値が明らかとなり、また、その保全活用に係る新たな事業制度が制定された。こうした変化を受け、当事業は、少数の重要な建築物のみを評価するのではなく、郡上八幡市街地の多くの歴史的資源や、その背景となるまちの歴史的環境について、その価値を広く周知し、理解を深めることに重点を置いて推進してきた。 都市再生整備計画による「歴史的資源の価値の認識の高まり」について、より多角的に効果の発現を計測するために、当初の指標である「景観形成建築物の指定件数」を補完する指標を設定することが望ましい。 そこで、前記指標を補完するため、「まちなみづくり町民協定」を締結する建物(町家等の歴史的建造物)の棟数変化を計測し、「その他の数値指標」として記載する。 	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前地の基準時点	都市再生整備計画作成時(平成16年度：平成17年3月31日)	
②実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
③計測手法	実績数・・・平成17年3月31日時点で「まちなみづくり町民協定」を締結している町家等の歴史的建造物の棟数を、平成17年度歴史的建造物等悉皆調査の分布図からカウント	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成22年8月1日時点	
⑤実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
⑥データの計測手法	実績数・・・平成22年8月1日時点で「まちなみづくり町民協定」を締結している町家等の歴史的建造物の棟数を、平成17年度歴史的建造物等悉皆調査の分布図からカウント	
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、一部事業が事業中であり、評価基準日【平成23年3月31日】までに「まちなみづくり町民協定」の範囲が拡大される可能性はあるが、見込みを推計するデータもないことから、計測した実績数をそのまま評価値(見込み値)とする。 	
⑧確定/見込みの別	<input type="checkbox"/> 確定 <input checked="" type="checkbox"/> 見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
⑩計測時期	平成23年4月(平成22年度の「まちなみづくり町民協定」の区域が確定した時点)	
⑪実施主体	郡上市建設部 都市住宅課	
⑫計測手法	実績数・・・評価基準日【平成23年3月31日】に「まちなみづくり町民協定」を締結している町家等の歴史的建造物の棟数を、平成17年度歴史的建造物等悉皆調査の分布図からカウント	

数値指標 2		郡上八幡市民フォーラム（仮称）の会員数	
記載理由	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり交付金事業を実施する過程において、郡上八幡地区のまちづくりを実現するためには、交付金事業終了後も見据えた、まちづくりの継続的な推進体制が必要不可欠であることが確認された。これを受け、当事業は、市民向けフォーラムやその後の会議・ワークショップ等を通じ、既存の市民団体を核とした継続的なまちづくり推進主体の確立に向け、取組みを推進してきた。 当初の指標である「まちづくりボランティアの登録者数」は、郡上市全体を対象とした登録制度を想定したものであり、平行して、交付金事業地区について、都市再生整備計画で掲げられる「継続的なまちづくりの推進主体」に対する効果の発現を判断することが望ましい。 そこで、前記の指標を補完するため、「郡上八幡市民フォーラム（仮称）」の会員数を計測し、「その他の数値指標」として記載する。 		
A：事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前地の基準時点	—		
②実施主体	—		
③計測手法	—		
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 22 年 8 月 1 日時点		
⑤実施主体	郡上市建設部 都市住宅課		
⑥データの計測手法	推計値・平成 22 年 8 月 1 日時点の「郡上八幡市民フォーラム（仮称）」の会員数（実績値）から推計		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点では、一部事業が事業中であり、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】までに「郡上八幡市民フォーラム（仮称）」の会員が変化する可能性はあるが、見込みを推計するデータもないことから、計測した実績数をそのまま評価値（見込み値）とする。 		
⑧確定／見込みの別		確定	
	●	見込み	
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性	●	あり	
		なし	
⑩計測時期	平成 23 年 4 月（平成 23 年 3 月 31 日時点の会員数が確定した時点）		
⑪実施主体	郡上市建設部 都市住宅課		
⑫計測手法	実績数・・・評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の「郡上八幡市民フォーラム（仮称）」の会員数（実績値）をカウント		

(2) 実施過程の評価	
1) モニタリングの実施状況の確認	
A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 都市再生整備計画に実施することを記載した <input type="checkbox"/> 都市再生整備計画に記載しなかった <input type="checkbox"/> 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)	
	<ul style="list-style-type: none"> 「まちづくり交付金 モニタリングシート」の作成 事後評価に必要なデータやサンプルの有無のチェック
C: 事後評価時の確認方法	
①時期	交付終了年度 (平成 22 年 8 月)
②確認先	郡上市建設部 都市住宅課 (都市再生整備計画事業主管課)
③確認方法	中間年次である平成 21 年度に行った「まちづくり交付金 モニタリングシート」により、実施状況を確認する。
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認	
A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 都市再生整備計画に実施することを記載した <input type="checkbox"/> 都市再生整備計画に記載しなかった <input type="checkbox"/> 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)	
	(都市再生整備計画の策定期間) <ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画による水辺空間の整備活用を進めるため、住民と行政によるワークショップを実施し、「水辺空間の整備活用方針」を策定した。 (交付期間中) <ul style="list-style-type: none"> 歴史的資源調査の報告を行うとともに、歴史的資源の価値や今後の保存活用とまちづくりの方向性について地域住民とのまちあるきや協議を行った。 住民と行政が協力してフォーラムを実施するため、まちづくり協議会等の市民団体との準備会議を重ねた。 所有者をはじめとする市民に幅広く空家問題に対する理解と関心を高めるため、空町家の活用実験を行った。
C: 事後評価時の確認方法	
①時期	交付終了年度 (平成 22 年 8 月)
②確認先	郡上市建設部 都市住宅課 (都市再生整備計画事業主管課)
③確認方法	地域住民とのワークショップやニュース、報告会、市民向けフォーラムの開催記録等で、住民参加プロセスの実施状況を確認する。
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認	
A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 都市再生整備計画に実施することを記載した <input type="checkbox"/> 都市再生整備計画に記載しなかった <input type="checkbox"/> 都市再生整備計画に記載はないが実施した
B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)	
	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に実施した「市民向けフォーラム」をきっかけに、継続的なまちづくりの推進体制を構築できるよう、フォーラムの運営メンバーとのまちづくりに関する協議を継続した。(※「郡上八幡市民フォーラム (仮称)」の立ち上げ)
C: 事後評価時の確認方法	
①時期	交付終了年度 (平成 22 年 8 月)
②確認先	郡上市建設部 都市住宅課 (都市再生整備計画事業主管課)
③確認方法	「郡上八幡市民フォーラム (仮称)」の開催記録等で、持続的なまちづくり体制の構築状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理

①時期	平成22年8月～9月
②実施主体	郡上市建設部 都市住宅課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	都市基盤整備をはじめ、文化財、景観、商業観光、文化振興等の様々な分野に跨る事業であるため、都市住宅課が主管課となり、事業に関連する部署（教育委員会社会教育課、商工観光部観光課、企画課）との庁内横断的な組織（ワーキンググループ）を設置し、検討会を開催する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成

①時期	平成22年8月～9月
②実施主体	郡上市建設部 都市住宅課（都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	上記のワーキンググループにて、ブレイン・ストーミングにより整理する。

(5) 事後評価原案等の公表

	原案の公表	評価結果（最終）の公表
①時期	平成22年10月	平成23年3月
②実施主体	郡上市建設部 都市住宅課 （都市再生整備計画事業主管課）	郡上市建設部 都市住宅課 （都市再生整備計画事業主管課）
③検討体制	市ホームページに掲載するほか、都市住宅課（まちづくり交付金主管課）での閲覧を行う。市広報誌で掲載を告知する。 掲載期間は2週間とする。	市ホームページに掲載するほか、都市住宅課（まちづくり交付金主管課）での閲覧を行う。市広報誌で掲載を告知する。 掲載期間は原則5年間とする。

(6) 評価委員会の審議

①時期	平成22年11月
②実施主体	郡上市建設部 都市住宅課（都市再生整備計画事業主管課）
③設置・運用方法	市が新たに、まちづくり交付金に関わる（仮称）まちづくり交付金評価委員会を構成する。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定

①聴取方法	実施しない
-------	-------

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況

①予算措置の状況	<input type="checkbox"/> ア 費用は発生しない <input checked="" type="checkbox"/> イ 費用は発生するが、予算措置を講じている <input type="checkbox"/> ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない <input type="checkbox"/> エ その他（ ）
----------	--